

学校法人軽井沢風越学園 寄附行為実施規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人軽井沢学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の規定に基づく、学校法人軽井沢風越学園（以下「学園」という。）の組織及び運営について、その基本的事項を定めることを目的とする。

(効力)

第2条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第36条第2項及び寄附行為第18条第2項の定める理事会の業務決定の権限に基づいて定めるものであって、学園の定める諸規則および規程において、寄附行為に次ぐ効力を有する。

(業務決定の権限)

第3条 理事会は、学園の業務について、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 決算の承認
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準

- (7) 寄附行為の変更
 - (8) 合併及び解散
 - (9) 収益事業に関する重要事項
 - (10) 寄附金品の募集に関する重要事項
 - (11) 理事会が行う理事、理事長及び評議員の選任
 - (12) 人事のうち重要と認めるもの
 - (13) 学則及び園則その他理事会の定める諸規則および規程の制定及び変更
 - (14) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例にわたる事項
- 2 理事会は、前項に定める事項を除き、学園の業務決定の権限を理事長に委任する。
- 3 理事長は、前項の定めによる学園の業務決定の権限の一部を、他の理事又は所属職員に委任することができる。

(理事長)

- 第4条 理事長は、理事会を招集し、その議長となって議案を提出し、その審理をつかさどる。
- 2 理事長は、学園を代表し、前条第2項及び本条第1項に定めるほか、学園の業務を総理する。

(校長)

- 第5条 学園の設置する軽井沢風越学園（以下「義務教育学校」という。）の校長は、義務教育学校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(園長)

第6条 学園の設置する軽井沢風越幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園長は、幼稚園の園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(事務局長)

第7条 事務局長は、学園の法人事務、義務教育学校および幼稚園の事務をつかさどり、所属職員を監督する。

(事務分掌)

第8条 学園の事務分掌は、学校法人軽井沢風越学園事務分掌規程で定める。

(経理規程)

第9条 学園の経理に関する基準は、学校法人軽井沢風越学園経理規程で定める。

(就業規則)

第10条 学園の職員の就業に関する基本的事項は、学校法人軽井沢風越学園就業規則で定める。

(学校管理)

第11条 学園の設置する義務教育学校及び幼稚園の管理は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条の定めに基づき、この規程の定めるところにより行わなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるほか、この規程を実施するために必要な事項は、
理事長がこれを定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、規則等管理規程の定めによるものとする。

附則

2020年4月1日 施行